◎北村彰浩総務部長

公共工事の補助対象事業についてお答えいたします。

初めに、直近3年間の公共工事の補助対象事業の要求額に対する国の内示額の比率についてであります。

公共工事につきましては、多くを国の補助金や交付金を活用して実施しており、本市の要望額に対して、国に認められたものが内示額として示されております。

その比率でありますが、主要な部門として、道路関係の内示の比率につきましては、令和3年度では約91%、令和4年度では約99%、令和5年度では約91%となっております。

また、林道関係の内示の比率につきましては、令和3年度では100%、令和4年度では94%、令和5年度では100%となっております。

次に、補助対象事業を所管している担当部署からの年度当初予算要求額に対する財政 部署の査定比率についてであります。

当初予算を編成するに当たり、財政課の査定を経ておりますが、国庫補助の内示額が示されていない場合には、内示後に補正予算により対応する場合がございます。

その比率でありますが、主要な部門として、道路関係の査定の比率につきましては、令和 3 年度では約 24%、令和 4 年度では約 28%、令和 5 年度では約 21%となっております。

また、林道関係の査定の比率につきましては、令和3年度では約99%、令和4年度では約66%、令和5年度では約58%となっております。

いずれにおきましても、当初予算と内示後の金額に乖離が生じた場合には、補正予算の編成を議会にお諮りしているところであります。

以上でございます。